

幸田町総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定に基づき、町長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本町の教育の課題及び目指すべき姿を共有し、効率的な教育行政の推進に資するため、幸田町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(所掌事務)

第3条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議
- (4) 前各号に掲げる協議に関する事務の調整

(会議)

第4条 会議は、町長が招集し、総括する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 町長及び教育委員会は、会議において事務の調整が行われた事項について、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定に該当する場合にあっては、公表しないことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。